

社会保険料・事業者負担軽減法案の概要

※「中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案」

1. 背景及び目的

- ・約358万者の中小企業は企業数の99.7%・雇用者数の約7割を占め、経済・社会における重要な地位を占めるが、長期化するコロナの影響や物価高によって経営環境は非常に厳しい。
- ・今後の雇用流動化に伴い、労働者の受入れ環境を整えるための十分な支援が必要。赤字法人でも負担しなければならない社会保険料は雇入れの阻害要因になっている。労働者の雇用の安定と待遇の向上のためには、正規労働者の増加が必要。
- ・本法案は、正規労働者を雇用した事業者に対し長期間にわたって助成金を支給することによって、事業者の社会保険料負担を軽減し、労働者の正規労働者としての就業の機会の拡大を図るもの。

→本法案を通じて、コロナの影響や物価高騰の中においても、中小事業者の経営を支えつつ労働者の雇用の安定を実現し、地域経済における消費の拡大、さらには我が国で顕著になっている経済的理由による未婚率の急増や出生率の低下等の改善、健康で文化的で尊厳ある生活を全ての人に保障する社会に向け、参議院選挙の重点政策と位置付け、法案成立に取り組む。

2. 法律による措置事項の概要

- (1) 対象：施行後5年以内に新たに正規労働者を雇い入れ、その雇用する正規労働者の数を増加させた中小企業者
※1年内に事業者都合で解雇した従業員がいる場合や、合併等による増減等の場合を除く
- (2) 助成額：新規増加の正規労働者に係る社会保険料の額のうち、中小企業者が負担すべき額の2分の1に相当する額
- (3) 支給期間：雇入れから10年間
例：年収約310万円の正社員を新規に雇用した場合、企業が負担する社会保険料約48.2万円／年のうち、半分の約24.1万円／年を助成

3. 必要予算額

＜毎年10万人が利用するものと仮定（非正規→正規：5万人、失業者→正規：5万人）＞

初年度の助成額は約241億円（助成終了までの15年間の助成総額は約1兆2,055億円）

4. 法律によって期待される財政上の効果

歳入歳出収支：+3,871億円

（助成期間終了後の継続雇用による税収増を考慮した政策実施後20年間の積算）

※別途、雇用保険の基本手当（失業給付）の給付減（約1,095億円）、
社会保険料の納付増（約68,527億円）等が見込まれる

＜財政等収支＞

助成額	▲ 12,055 億円
法人税の減収	▲ 13,598 億円
歳出増・歳入減	▲ 25,654 億円
消費税・所得税等の増収	29,525 億円
歳入増	29,525 億円
歳入歳出収支	3,871 億円

参考

中小企業社会保険料負担軽減法案（仮称）における各年度の助成額

令和4年5月24日

【施行後】



※法案では、太枠の期間内に正規雇用を開始した企業が対象

241億円 $\times 2$ 241億円 $\times 3$ 241億円 $\times 4$ 241億円 $\times 5$ → 241億円 $\times 4$ 241億円 $\times 3$ 241億円 $\times 2$ 241億円 0円
241億円 482億円 723億円 964億円 1,206億円 1,206億円 1,206億円 1,206億円 1,206億円 964億円 723億円 482億円 241億円 0円

(計)
約1.2兆円

試算の前提条件等

ある特定モデル(23歳・男性・独身)の非正規社員や失業者を、
中小企業(従業員数10~99人)が新たに正規社員として雇用した場合、右表に基づき賃金が増加すると仮定

○新規雇用者数(助成活用数)について

- 平均的な年収の非正規社員(年収243.8万円)と失業者(年収0万円)を、
施行日から5年間、毎年10万人ずつ正規社員として雇用する
 $5\text{年間} \times \{(\text{非正規} \rightarrow \text{正規} 5\text{万人}) + (\text{失業者} \rightarrow \text{正規} 5\text{万人})\} = \text{累計} 50\text{万人}$

参考:各年代別平均年収(万円)

年齢	中小企業(10~99人)・男性	
	非正規社員	正規社員
20~24歳	243.8	309.9
25~29歳	270.6	365.1
30~34歳	272.6	418.9
35~39歳	276.1	461.0
40~42歳	308.2	501.0

出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」

○助成額及び助成期間について

- 新規雇用した正規社員(年収309.9万円)の社会保険料のうち、
企業負担分約48.2万円の1/2に相当する額を、10年間にわたり助成する
(約48.2万円 × 1/2 × 10年間 × 累計50万人 = 助成総額1兆2,055億円)

- 2年目以降の助成については、初年度に助成した額と同一の額を助成し続ける(助成額は10年間固定)

○その他

- 助成期間終了後も正規社員として継続雇用すると仮定し、本政策による20年間分の歳入歳出収支を積算
歳入減の要素:法人税 (正規社員雇用に伴う人件費増加は企業利益を圧縮し、ひいては法人税の納付減をもたらすと仮定。
なお、実際には正規社員増加に伴う生産性向上による利益増も考えられることに留意)

歳入増の要素:消費税・所得税・住民税

独自の試算結果 ※助成終了後の継続雇用の影響を含む

(1) 政策実施後、5年間の積算

※非正規→正規社員…5万人 × 5年間 = 25万人増
※失業者→正規社員…5万人 × 5年間 = 25万人増

- 5年間の助成総額 3,617億円
- 5年間の歳入歳出収支 ▲1,535億円

(2) 政策実施後、20年間の積算

※非正規→正規社員…5万人 × 5年間 = 25万人増
※失業者→正規社員…5万人 × 5年間 = 25万人増

- 20年間の助成総額 12,055億円
- 20年間の歳入歳出収支 3,871億円

<5年間の財政等収支(積算)>

社会保険料に占める助成額の割合	
1/2	
助成額	▲ 3,617 億円
法人税の減収	▲ 1,721 億円
歳出増・歳入減	▲ 5,338 億円
消費税の増収	1,804 億円
所得税の増収	657 億円
住民税の増収	1,342 億円
歳入増	3,803 億円
歳入歳出収支	▲ 1,535 億円
社会保険料の増分	9,216 億円

<各年度の助成額>

社会保険料に占める助成額の割合	
1/2	
1年目	241 億円
2年目	482 億円
3年目	723 億円
4年目	964 億円
5年目	1,206 億円
6年目	1,206 億円
7年目	1,206 億円
8年目	1,206 億円
9年目	1,206 億円
10年目	1,206 億円
11年目	964 億円
12年目	723 億円
13年目	482 億円
14年目	241 億円
15年目以降、助成額は0円	
合計	12,055 億円

<20年間分の財政等収支(積算)>

社会保険料に占める助成額の割合	
1/2	
助成額	▲ 12,055 億円
法人税の減収	▲ 13,598 億円
歳出増・歳入減	▲ 25,654 億円
消費税の増収	12,782 億円
所得税の増収	5,705 億円
住民税の増収	11,039 億円
歳入増	29,525 億円
歳入歳出収支	3,871 億円
社会保険料の増分	68,527 億円

※別途、雇用保険の基本手当(失業給付)の歳出減が見込まれる

(失業前に年収243.8万円を得ていた失業者25万人が正規雇用された場合、約1,095億円の歳出減)

※端数処理の関係から、積算額・合計額が一致しない場合がある。

※令和4年度の税・社会保障制度等を基に試算

中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案概要

目的

現下の経済状況において、労働者の正規労働者^(※1)としての雇用に伴う社会保険料^(※2)に係る中小企業者の負担が中小企業者が新たに労働者を正規労働者として雇い入れることを阻害する要因の一つとなっていること等に鑑み、本法の施行日から5年以内に新たに労働者を正規労働者として雇い入れ、その雇用する正規労働者の数を増加させた中小企業者^(※3)に対して中小企業正規労働者雇入臨時助成金を支給するための措置を講ずることにより、労働者の正規労働者としての雇用に伴う中小企業者の経済的負担の軽減及び労働者の正規労働者としての就業の機会の増大を図ること。

(※1) 正規労働者：期間の定めのない労働契約を締結し、かつ、所定労働時間が労働に従事する事業所における通常の労働時間である労働者であって、派遣労働者以外のもの

(※2) 社会保険料：健康保険法、介護保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、厚生年金保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法等による保険料、掛金等

(※3) 中小企業者：一定の規模以下の営利を目的としない法人を含む。

中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給

○対象となる中小企業者（＝対象中小企業者）

本法の施行日から5年以内に新たに労働者（正規労働者から正規労働者への転職者は除く。）を正規労働者として雇い入れ、その雇用する正規労働者の数を増加させた中小企業者（雇入れ前1年以内に事業主都合による離職者がいる中小企業者等を除く。）^(※4)

(※4) モラルハザードを防ぐ観点から、経済産業省令において、支給がふさわしくない場合（吸収合併によって見かけ上の正規労働者を増加させた場合等）は対象とならないよう要件を規定

○中小企業正規労働者雇入臨時助成金の額

一月につき、対象中小企業者が労働者を正規労働者として雇い入れた日後初めて納付すべき当該労働者に係る社会保険料の額のうち当該対象中小企業者が負担すべき額の合計額の2分の1に相当する額を基本とした額

○中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給期間

対象中小企業者が正規労働者として雇い入れた労働者のそれぞれにつき、当該労働者の雇入月の翌月から10年間（それより前に当該労働者が離職したときは、離職月の翌月までの間）を基本とした期間

○独立行政法人中小企業基盤整備機構への事務の委託

中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する事務の全部又は一部は、独立行政法人中小企業基盤整備機構に行わせること。

施行期日

本法は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案要綱

第一 目的（第一条関係）

この法律は、現下の経済状況において、労働者の正規労働者としての雇用に伴う社会保険料に係る中小企業者の負担が中小企業者が新たに労働者を正規労働者として雇い入れることを阻害する要因の一つとなつてゐること等に鑑み、この法律の施行の日から五年以内に新たに労働者を正規労働者として雇い入れ、その雇用する正規労働者の数を増加させた中小企業者に対する中小企業正規労働者雇入臨時助成金を支給するための措置を講ずることにより、労働者の正規労働者としての雇用に伴う中小企業者の経済的負担の軽減及び労働者の正規労働者としての就業の機会の増大を図り、もつて国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とすること。

第二 定義（第二条関係）

一 この法律において「正規労働者」とは、事業主と期間の定めのない労働契約を締結し、かつ、所定労働時間が労働に従事する事業所における通常の労働時間である労働者であつて、派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第二号に規定する派遣労働者を

いう。)以外のものをいうこと。

二 この法律において「社会保険料」とは、社会保険料関係法（健康保険法、介護保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、厚生年金保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法その他政令で定める法律をいう。第三の二において同じ。)の規定による保険料、掛金その他これらに準ずるもの(いうこと。

三 この法律において「中小企業者」とは、次のいずれかに該当する者をいうこと。

- 1 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人で、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 2 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人で、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 3 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人で、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 4 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会

社及び個人で、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

5 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人で、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

6 企業組合

7 協業組合

8 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会で、政令で定めるもの

9 1から8までに掲げるもののほか、次に掲げる法人（政令で定めるものを除く。）

(1) 資本金の額又は出資の総額が三億円（卸売業に属する事業を主たる事業とする事業者については一億円、サービス業又は小売業に属する事業を主たる事業とする事業者については五千万円）以下の法人及び常時使用する従業員の数が三百人（卸売業又はサービス業に属する事業を主たる事業とする事業者については百人、小売業に属する事業を主たる事業とする事業者については五十人）以

下の法人

(2) 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の法人及び常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の法人で、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもの

第三 中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給（第三条関係）

一 国は、この法律の施行の日から五年以内に新たに労働者（その雇入れの日前一年以内に正規労働者として雇用されていた労働者を除く。二及び三において同じ。）を正規労働者として雇い入れ、その雇用する正規労働者の数を増加させた中小企業者として経済産業省令で定める要件に該当する中小企業者（当該中小企業者による雇入れの日前一年以内に当該中小企業者の都合によるものとして経済産業省令で定める理由によつて離職（雇用保険法第四条第二項に規定する離職をいう。三において同じ。）をした正規労働者がいることその他経済産業省令で定める要件に該当する中小企業者を除く。二及び三において「対象中小企業者」という。）に対し、経済産業省令で定めるところにより、中小企業正規労働者雇入臨時助成金を支給することができる。

二 中小企業正規労働者雇入臨時助成金は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、対象中小企業者が一の数の増加に係る労働者を正規労働者として雇い入れた日後初めて社会保険料関係法の規定により納付すべき当該労働者に係る社会保険料の額（当該社会保険料の額が月を単位として定められているときは当該額、当該社会保険料の額が年を単位として定められているときは経済産業省令で定めるところにより当該額を一月当たりの額に換算した額）のうち当該対象中小企業者が社会保険料関係法の規定により負担すべき額の合計額の二分の一に相当する額を基本として経済産業省令で定めるところにより算定した額とするものとすること。

三 中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給期間は、対象中小企業者が正規労働者として雇い入れた一の数の増加に係る労働者のそれぞれにつき、当該労働者の雇入れの日の属する月の翌月から十年間（十年経過前に当該労働者が離職をしたときは、当該離職をした日の属する月の翌月までの間）を基本として経済産業省令で定める期間とするものとすること。

四 経済産業大臣は、中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する事務の全部又は一部を独立行政法人中小企業基盤整備機構に行わせるものとすること。

五 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する事務を行う場合において当該事務に関し必要があると認めるときは、中小企業者に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

六 一から五までのほか、中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関し必要な事項は、経済産業省令で定めること。

第四 罰則（第四条関係）

第三の五の報告に係る罰則について所要の規定を設けること。

第五 附則

一 施行期日（附則第一項関係）

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、現下の経済状況において、労働者の正規労働者としての雇用に伴う社会保険料に係る中小企業者の負担が中小企業者が新たに労働者を正規労働者として雇い入れることを阻害する要因の一つとなつていること等に鑑み、この法律の施行の日から五年以内に新たに労働者を正規労働者として雇い入れ、その雇用する正規労働者の数を増加させた中小企業者に対し中小企業正規労働者雇入臨時助成金を支給するための措置を講ずることにより、労働者の正規労働者としての雇用に伴う中小企業者の経済的負担の軽減及び労働者の正規労働者としての就業の機会の増大を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「正規労働者」とは、事業主と期間の定めのない労働契約を締結し、かつ、所定労働時間が労働に従事する事業所における通常の労働時間である労働者であつて、派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第

二号に規定する派遣労働者をいう。)以外のものをいう。

2 この法律において「社会保険料」とは、社会保険料関係法（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五十五号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）その他政令で定める法律をいう。次条第二項において同じ。)の規定による保険料、掛金その他これらに準ずるものとす。

3 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人で、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人で、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及

び個人で、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人で、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人で、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会で、政令で定めるもの

九 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる法人（政令で定めるものを除く。）

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円（卸売業に属する事業を主たる事業とする事業者については一

億円、サービス業又は小売業に属する事業を主たる事業とする事業者については五千万円)以下の法人及び常時使用する従業員の数が三百人(卸売業又はサービス業に属する事業を主たる事業とする事業者については百人、小売業に属する事業を主たる事業とする事業者については五十人)以下の法人(口の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。)

口 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の法人及び常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の法人で、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもの

(中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給)

第三条 国は、この法律の施行の日から五年以内に新たに労働者(その雇入れの日前一年以内に正規労働者として雇用されていた労働者を除く。次項及び第三項において同じ。)を正規労働者として雇い入れ、その雇用する正規労働者の数を増加させた中小企業者として経済産業省令で定める要件に該当する中小企業者(当該中小企業者による雇入れの日前一年以内に当該中小企業者の都合によるものとして経済産業省令で定める理由によつて離職(雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第四条第二項に規定する離職を

いう。第三項において同じ。）をした正規労働者がいることその他経済産業省令で定める要件に該当する中小企業者を除く。次項及び第三項において「対象中小企業者」という。）に対し、経済産業省令で定めるところにより、中小企業正規労働者雇入臨時助成金を支給することができる。

2 中小企業正規労働者雇入臨時助成金は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、対象中小企業者が前項の数の増加に係る労働者を正規労働者として雇い入れた日後初めて社会保険料関係法の規定により納付すべき当該労働者に係る社会保険料の額（当該社会保険料の額が月を単位として定められているときは当該額、当該社会保険料の額が年を単位として定められているときは経済産業省令で定めるところにより当該額を一月当たりの額に換算した額）のうち当該対象中小企業者が社会保険料関係法の規定により負担すべき額の合計額の二分の一に相当する額を基本として経済産業省令で定めるところにより算定した額とするものとする。

3 中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給期間は、対象中小企業者が正規労働者として雇い入れた第一項の数の増加に係る労働者のそれぞれにつき、当該労働者の雇入れの日の属する月の翌月から十年間（十年経過前に当該労働者が離職をしたときは、当該離職をした日の属する月の翌月までの間）を基本として

経済産業省令で定める期間とするものとする。

4 経済産業大臣は、中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する事務の全部又は一部を独立行政法人中小企業基盤整備機構（次項において「機構」という。）に行わせるものとする。

5 機構は、中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する事務を行う場合において当該事務に関し必要があると認めるときは、中小企業者に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

（罰則）

第四条 前条第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一一部改正)

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律（令和四年法律第 号）第三条第
一項の規定による中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給を行うこと。

第十六条中「前条第一項第六号及び」の下に「第六号の二並びに」を加える。

第十七条第二項中「対し」の下に「、第十五条第一項第六号の二に掲げる業務及びこれに関連する同項
第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務」を加え、「第十五条第一項第十六号」を「同条第
一項第十六号」に改める。

第十八条第一項第一号中「次号」を「第二号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 第十五条第一項第六号の二に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十四号に掲げる業務並び

にこれらに附帶する業務

第十八条第一項第二号中「前号」を「第一号」に改める。

第十九条第一項中「一般勘定」という。)」の下に「、同項第一号の二に掲げる業務に係る勘定」を加える。

理由

現下の経済状況において、労働者の正規労働者としての雇用に伴う社会保険料に係る中小企業者の負担が中小企業者が新たに労働者を正規労働者として雇い入れることを阻害する要因の一つとなつていていること等に鑑み、労働者の正規労働者としての雇用に伴う中小企業者の経済的負担の軽減及び労働者の正規労働者としての就業の機会の増大を図るため、この法律の施行の日から五年以内に新たに労働者を正規労働者として雇い入れ、その雇用する正規労働者の数を増加させた中小企業者に対して中小企業正規労働者雇入臨時助成金を支給するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度において約二百四十一億円の見込みである。

中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案 新旧対照表

○独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（業務の範囲）

第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一～六 [略]

（業務の範囲）

第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一～六 [略]

六の二 中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律

（令和四年法律第 号）第三条第一項の規定による中小企

業正規労働者雇入臨時助成金の支給を行うこと。

七～二十五 [略]

〔新設〕

七～二十五 [略]

現 行

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十六条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、前条第一項第六号及び第六号の二並びに第二項第三号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十六条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、前条第一項第六号及び第二項第三号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、

項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備人中小企業基盤整備機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(業務の委託)

第十七条〔略〕

2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従つて、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、第十五条第一項第六号の二に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに同条第一項第十六号及び第十七号に掲げる業務並びに同条第一項第二十四号に掲げる業務（以下この項において「共済事業」という。）に関連する同条第一項第二十四号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に関連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部を委託することができる。

3・4 〔略〕

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第

第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十二条中「国」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(業務の委託)

第十七条〔略〕

2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従つて、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十六号及び第十七号に掲げる業務（以下この項において「共済事業」という。）に関連する同条第一項第二十四号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に関連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部を委託することができる。

3・4 〔略〕

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第

八号に掲げる業務（第二号及び第三号に掲げるものを除く。）、同項第九号に掲げる業務（第二号に掲げるものを除く。）、同項第十一号から第十三号までに掲げる業務、同項第十四号に掲げる業務（産業競争力強化法第六十五条の六に規定する助言、同法第七十八条及び第一百三十一条第一項に規定する協力並びに同法第一百四十条に規定する出資その他の業務に限る。）並びに第五条第一項第十八号から第二十三号までに掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる業務

一の二 第十五条第一項第六号の二に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業等経営強化法第十二条及び第二十五条に規定するものに限る。）、同項第十号に掲げる業務、同項第十四号に掲げる業務（第一号に掲げるものを除く。）及び同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

八号に掲げる業務（次号及び第三号に掲げるものを除く。）、同項第九号に掲げる業務（次号に掲げるものを除く。）、同項第十号から第十三号までに掲げる業務、同項第十四号に掲げる業務（産業競争力強化法第六十五条の六に規定する助言、同法第七十八条及び第一百三十一条第一項に規定する協力並びに同法第一百四十条に規定する出資その他の業務に限る。）並びに第五条第一項第十八号から第二十三号までに掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる業務

〔新設〕

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業等経営強化法第十二条及び第二十五条に規定するものに限る。）、同項第十号に掲げる業務、同項第十四号に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）及び同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2 [略]

(利益及び損失の処理の特例等)

第十九条 機構は、それぞれ前条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定（以下「一般勘定」という。）、同項第一号の二に掲げる業務に係る勘定、同項第二号に掲げる業務に係る勘定、小規模企業共済勘定及び同項第五号に掲げる業務に係る勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十五条第一項及び第二項の業務の財源に充てることができる。

2 5 [略]

2 [略]

(利益及び損失の処理の特例等)

第十九条 機構は、それぞれ前条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定（以下「一般勘定」という。）、同項第二号に掲げる業務に係る勘定、小規模企業共済勘定及び同項第五号に掲げる業務に係る勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十五条第一項及び第二項の業務の財源に充てることができる。

2 5 [略]